

株 主 各 位

東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目15番5号

株式会社 **フジトミ**
代表取締役社長 細 金 英 光

第68回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第68回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、本株主総会につきましては、近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため外出自粛が強く要請されている状況も鑑み、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう、株主様のご理解とご協力のほどお願い申しあげます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|---------|--|
| 1. 日 時 | 2020年6月26日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都中央区日本橋蛸殻町1-15-5
株式会社フジトミ 5階会議室
(会場の安定的な利用等を重視し、本年は当社本社での開催としております。末尾の株主総会会場ご案内図をご参照いただき、お間違えないようご注意ください。) |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 第68期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役5名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役2名選任の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

〈株主様へのお知らせ〉

- ・お土産の用意はございません。
- ・株主総会当日までの感染拡大の状況等により、本総会の運営を変更する場合がございます。変更時は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.fujitomi.co.jp>) に掲載いたしますので、ご出席の際はご確認をお願い申しあげます。
- ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。
(ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申しあげます。)

- ・株主総会の運営スタッフは、マスク着用で対応をさせていただきます。
- ◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.fujitomi.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。なお、本招集ご通知の提供書面は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした対象の一部であります。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、修正内容をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.fujitomi.co.jp>) に掲載いたします。

(提供書面)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、第1四半期の国内総生産（GDP）は製造業を中心に企業の設備投資が下振れたことで速報値から下方修正しましたが、第2四半期は10月からの消費税率引き上げを前に、企業の設備投資や個人消費などの伸びが寄与し押し上げられました。しかし、第3四半期は世界経済の減速が尾を引き、消費税率引き上げ影響もあってマイナス成長に減速し、第4四半期は、新型コロナウイルスの世界的感染拡大による世界経済の急減速の影響を受けてマイナス成長が拡大しております。

為替市場は、概ねレンジ相場の展開となっておりますが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴うリスク回避の動きによる「資産の現金化」が進む中、新興国通貨（メキシコペソ、トルコリラ、南アランド）が売られ「有事の米ドル買い」が強まる展開となりました。

証券市場は、日経平均株価が、2万～2万2,000円でのレンジ相場から昨年10月にレンジ上限を上抜けると、2万4,000円台へ上昇してレンジ上限を切り上げましたが、2月後半になると新型コロナウイルスの世界的な感染拡大が嫌気されて下落基調が強まり、企業業績の悪化懸念から直近高値から29%超下落する展開となっております。

商品先物市場は、昨年度からの金余りによる全部買いの流れに乗り、金価格は緩やかな上昇基調を続ける展開が続いておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大と共に金の上昇基調が強まる展開となりました。しかし、世界的な株価下落と共に利益確定売りや資産の現金化により上下に大きく振れる展開となり、その後も非常にボラティリティの高い市場となっております。

このような環境の中、「投資サービス事業」につきましては、営業社員の増員やセミナーの全国的な展開、SNSやマスメディアを利用した情報提供の充実等により、金融商品取引を中心とした収益基盤の強化を図るとともに、商品先物取引の24時間受注体制構築や、総合取引所への移行に伴う商品移管への対応など、社内の管理体制整備にも努めて参りました。

「生活・環境事業」の保険募集業務につきましては、営業担当の増員等により損保分野を中心とした顧客基盤の拡大を図るとともに、生保の主力

商品である節税保険の、税務面での取扱方法変更に伴う影響を最小限に抑えるよう、顧客対応を強化して参りました。また、連結子会社であったふくろう少額短期保険株式会社については、早期の業績回復が困難であると判断し、保有する全株式を譲渡しております。

不動産業につきましては、引き続き、中小不動産業者との協業強化等により、短期的な収益獲得案件を中心とした優良物件の発掘に努め、リスクを分散しながら、投資資金の高効率化を重視して取り組んで参りました。

これらの結果、当事業年度の経営成績は、営業収益2,159百万円（前期比18.2%増）、営業総利益1,792百万円（同15.7%増）、営業損失113百万円（前期は218百万円の営業損失）、経常損失121百万円（前期は213百万円の経常損失）、当期純損失は127百万円（前期は241百万円の当期純損失）となりました。

なお当社は、上記の通り、連結子会社（ふくろう少額短期保険株式会社）の全株式を2020年3月に譲渡したことにより、連結子会社が存在しなくなったため、当事業年度より連結計算書類を作成しておりません。また、前期比は前事業年度の当社単体の数値との比較を記載しております。（以下、事業別の状況も同じ。）

事業別の状況は次のとおりです。

イ. 投資サービス事業

当事業年度の投資サービス事業の営業収益及び営業総利益は1,502百万円（前期比20.5%増）、営業損失は100百万円（前期は197百万円の営業損失）となりました。

<商品先物取引受託業務>

商品先物取引受託業務の受取手数料は568百万円（前期比20.0%減）となりました。

主な市場別の受取手数料は、貴金属市場が544百万円（同18.1%減）、エネルギー市場（中京石油市場含む）は11百万円（同57.2%減）、農産物・砂糖市場は8百万円（同27.5%減）となっております。

<金融商品取引受託業務>

取引所為替証拠金取引（くりっく365）及び取引所株価指数証拠金取引（くりっく株365）の受取手数料は894百万円（前期比52.3%増）となりました。

<商品先物取引自己売買業務>

商品先物取引自己売買業務の売買損益は14百万円の損失（前期は80百万円の損失）となりました。

<その他>

くりっく365振興料等は53百万円（前期比85.1%増）となりました。

ロ. 生活・環境事業

当事業年度の生活・環境事業は営業収益656百万円（前期比13.1%増）、営業総利益は289百万円（同4.1%減）、営業損失は12百万円（前期は20百万円の営業損失）となりました。

<保険募集業務>

保険募集業務の受取手数料は222百万円（前期比10.6%減）となりました。

<不動産業>

不動産の賃貸料収入は41百万円（前期比12.8%減）、不動産販売の売上高は383百万円（同39.8%増）となりました。

<その他>

LED照明等の売上高は0.8百万円（前期比91.0%減）となりました。

営業収益の推移

最近2事業年度における当社の営業収益及びその構成比は次のとおりであります。

(単位：千円)

区 分		第 67 期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)		第 68 期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	
		金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
受 取 手 数 料	内 訳				
	商品先物取引		%		%
	貴金属市場	665,285	36.4	544,935	25.2
	農産物・砂糖市場	11,244	0.6	8,153	0.4
	ゴム市場	6,634	0.4	3,752	0.2
	エネルギー市場	27,797	1.5	11,896	0.6
	商品先物取引計	710,962	38.9	568,737	26.3
	金融商品取引				
	取引所為替証拠金取引	182,788	10.0	296,354	13.7
	取引所株価指数証拠金取引	404,893	22.2	598,631	27.7
金融商品取引計	587,682	32.2	894,985	41.5	
生損保の募集	248,246	13.6	222,018	10.3	
小 計	1,546,891	84.7	1,685,741	78.1	
売 買 損 益	商品先物取引売買損益	△80,832	△4.4	△14,282	△0.7
	小 計	△80,832	△4.4	△14,282	△0.7
売上高	不動産販売	274,146	15.0	383,267	17.8
	LED照明等	9,523	0.5	856	0.0
	小 計	283,670	15.5	384,124	17.8
	不動産賃貸料収入	47,462	2.6	41,395	1.9
	その他	29,970	1.6	62,095	2.9
	合 計	1,827,163	100.0	2,159,074	100.0

- (注) 1. 構成比は小数点第2位を四捨五入しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

② 設備投資の状況

当事業年度中に実施いたしました当社の設備投資の総額は21百万円で、その主なものは、内部統制用のシステム費用7百万円、本社及び賃貸不動産の改修費用6百万円であります。

当事業年度中に当社が実施いたしました固定資産の除却及び売却等に、重要なものはありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 重要な組織再編等の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

当社の財産及び損益の状況

区 分	第 65 期 2017年3月期	第 66 期 2018年3月期	第 67 期 2019年3月期	第 68 期 (当事業年度) 2020年3月期
営業収益	1,771,159千円	1,739,225千円	1,827,163千円	2,159,074千円
当期純損失(△)	△256,295千円	△323,499千円	△241,046千円	△127,478千円
1株当たり 当期純損失(△)	△38円69銭	△48円83銭	△36円39銭	△19円24銭
総資産	6,593,163千円	7,181,509千円	7,156,898千円	7,982,894千円
純資産	2,819,294千円	2,504,012千円	2,251,203千円	2,119,523千円
1株当たり 純資産額	425円57銭	377円99銭	339円82銭	319円95銭

(注) 当事業年度から非連結となりましたので、第65期から第67期につきましても、当社単体の財産及び損益の状況を記載しております。

(ご参考) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 65 期 2017年3月期	第 66 期 2018年3月期	第 67 期 2019年3月期
営業収益	—	1,787,043千円	1,910,352千円
親会社株主に 帰属する 当期純損失(△)	—	△317,847千円	△245,853千円
1株当たり 当期純損失(△)	—	△47円98銭	△37円11銭
総資産	—	7,199,490千円	7,170,358千円
純資産	—	2,513,065千円	2,255,377千円
1株当たり 純資産額	—	379円34銭	340円45銭

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は株式会社小林洋行で、同社は当社の株式3,553千株（議決権比率53.63%）を保有しております。

当社は、同社との間において記載すべき重要な取引はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(注) 2020年3月27日付で、当社は、ふくろう少額短期保険株式会社の全株式を譲渡いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社は4期連続で営業損失を計上し、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。しかしながら、当社の財政状態は、自己資本が2,119百万円、現金及び預金残高が893百万円となっており、また、外部借入にも依存していないことから、資金面に支障はないと判断しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

当社は、以下に示す課題への対処を的確に行うことにより業績の黒字化を達成し、早期に継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が解消されるよう取り組んでまいります。

「投資サービス事業」につきましては、取引所為替証拠金取引（くりっく365）及び取引所株価指数証拠金取引（くりっく株365）の受託業務を大きく成長させ、事業の柱とすることを重要な課題と認識しており、2016年1月の取り扱い開始以来、受取手数料は順調に伸展し、当事業年度の受取手数料は前年比52.3%増の894百万円となっております。来期も引き続き、セミナーや投資イベントの全国的な展開等で新規顧客導入を強化するとともに、社員のスキルアップによる的確な助言や情報提供の充実で顧客満足度の向上を図り、金融商品取引を中心とした顧客層の拡大と安定的な収益基盤の確保に努めてまいります。

「生活・環境事業」の保険募集業務につきましては、当事業年度の受取手数料は、節税保険の駆込み需要という前年度の特異要因により前期比10.6%減となりましたが、目標達成率は103.3%となりました。来期は社会情勢の変化や顧客ニーズの的確な把握による商品提案と付帯サービスの強化により、顧客基盤の安定化を図るとともに、営業担当の増員や新拠点の設置等により、収益基盤の拡大に努めてまいります。

不動産業につきましては、当事業年度の賃貸料収入が減少したものの、不動産販売が前期比39.8%増となり、粗利益の目標達成率は113.0%となりました。来期も短期の収益獲得を目的とした販売事業と、中長期の収益確保を目的とした運用事業を両輪として、リスク・バランス・タイミングを意識しながら、投資資金の最大限の活用を図ってまいります。

また、当社は既存事業の収益強化や事業部ごとの収益構造の検証・見直しによるコストダウンの徹底を図るとともに、外部環境の変化に応じた新たな事業創出への継続的な取組みにより、安定的な収益基盤の確立を図り、企業価値の向上に努めてまいります。

なお、当社は業績の向上と同時に、コンプライアンスの強化を経営の最重要課題の一つであると認識しており、「お客様本位の業務運営」方針の全社員への浸透を徹底し、より多くのお客様に支持される会社作りに総力を結集して取り組んでいく所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社は、投資サービス事業、生活・環境事業を行っておりますが、各事業の内容は以下のとおりであります。

① 投資サービス事業

イ. 商品先物取引業

商品先物取引法に基づき設置された商品取引所が開設する商品先物市場に上場されている各種の商品先物取引について、顧客の委託を受けて売買を執行する業務（受託業務）及び自己の計算に基づき売買を執行する業務（自己売買業務）を行っております。

※当社における自己売買業務は、4/1日付で廃止しております。

ロ. 金融商品取引業

金融商品取引法に基づき設置された金融商品取引所が開設する金融商品市場に上場されている各種の金融商品取引について、顧客の委託を受けて売買を執行する業務（受託業務）を行っております。

ハ. その他

金地金販売を行っております。

※現在、金地金の密輸・マネーロンダリング対策の観点から金地金の販売・買取を休止しています。

② 生活・環境事業

イ. 保険募集業務

生命保険の募集及び損害保険代理店業務を行っております。

ロ. 不動産業

不動産の賃貸及び不動産の販売を行っております。

ハ. その他

太陽光発電機・LED照明等の販売を行っております。

※当事業年度の太陽光発電機の販売実績はありませんが、販売業者への顧客紹介による手数料収入が発生しております。

※LED照明の新規受注営業は停止しております。

(6) 主要な営業所 (2020年3月31日現在)

本 社 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目15番5号
支 店 大阪支店 (大阪市中央区)
営業所 保険事業部福岡営業所 (福岡市中央区)
保険事業部熊本営業所 (熊本市中央区)

(7) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

事業区分	使用人数	前事業年度末比増減
投資サービス事業	88 (10) 名	7名増 (7名増)
生活・環境事業	21 (6)	1名増 (4名減)
全社 (共 通)	14 (1)	0名増 (一)
合 計	123 (17)	8名増 (3名増)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
123 (17) 名	8名増 (3名増)	42歳8ヶ月	8年11ヶ月

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 「全社 (共通)」として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 り そ な 銀 行	— 千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	—

(注) 期末借入残高はありませんが、上記2行と当座借越契約を締結しております。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社が受託した商品先物取引に関し、1件の損害賠償請求事件が係争中があります。これは、当社の不法行為によって損害を被ったとして、当社を被告とする損害賠償請求が裁判所へ提訴されたものであり、損害賠償請求額は8百万円です。これに対し当社は不法行為がなかったことを主張しております。

また、金融商品取引に関し、NYダウの急落によるロスカットで0.9百万円の立替金の未払いが1件発生し、当社を原告とし裁判所に提訴しました。本訴請求に対し相手方が棄却を求め、別訴にて当社の不法行為によって損害を被ったとして、4百万円の損害賠償請求を提訴されました。これに対し当社は不法行為がなかったことを主張しております。

これらの訴訟はいずれも現在手続が進行中であり、現時点では結果を予想することは困難であります。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- | | |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 18,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 6,860,000株 |
| ③ 株主数 | 2,022名 |
| ④ 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
株式会社小林洋行	3,553,200株	53.63%
石崎 實	266,400	4.02
シービーエヌワイナショナルファイナンシャルサービシズエルエルシー	242,600	3.66
共和証券株式会社	230,000	3.47
株式会社東京洋行	223,600	3.37
特定有価証券信託受託者株式会社S M B C信託銀行	201,000	3.03
株式会社りそな銀行	140,000	2.11
細 金 英 光	103,100	1.55
新 堀 博	98,700	1.48
高 野 義 徳	98,000	1.47

- (注) 1. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、自己株式を235,390株保有しておりますが、上記大株主からは除外してあります。
3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2020年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	細 金 英 光	(株)日本ゴルフ倶楽部代表取締役社長
取 締 役	新 堀 博	業 務 本 部 長 投資サービス事業本部管理担当本部長 経 理 部 部 長 (株)日本ゴルフ倶楽部監査役
取 締 役	茅 根 伸 年	投資サービス事業本部営業担当本部長
取 締 役	大 丸 直 樹	(株)小林洋行常務取締役社長 (株)三新電業社代表取締役社長
取 締 役	中 井 省	i n Q s (株) 取 締 役
常 勤 監 査 役	上 田 勤	
監 査 役	伊 藤 進	弁 護 士
監 査 役	上 村 成 生	上 村 成 生 税 理 士 事 務 所 所 長 役 員 (株)安藤・間社外監査役 (株)矢崎総業(株)社外監査役 T S P 太 陽 グ ル ー プ (株) 社 外 監 査 役 T S P 太 陽 (株) 社 外 監 査 役

- (注) 1. 取締役中井省氏は、社外取締役であります。
2. 監査役伊藤進氏及び上村成生氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役上田勤氏は、当社で長年にわたり経理・財務業務に携わってきた経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 社外監査役伊藤進氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 社外監査役上村成生氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は社外取締役中井省氏並びに社外監査役伊藤進氏及び上村成生氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 2019年5月31日をもって、細金英光氏は取締役を辞任いたしました。
8. 代表取締役社長細金英光氏は、2020年5月14日付で(株)日本ゴルフ倶楽部の代表取締役社長を退任いたしました。

② 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	5名 (1)	65,081千円 (6,000)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	3 (2)	15,600 (7,800)
合 計 (う ち 社 外 役 員)	8 (3)	80,681 (13,800)

(注) 1. 上表には、2019年5月31日をもって辞任した取締役1名を含んでおります。

2. 取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第54回定時株主総会において月額16,000千円以内と決議いただいております。

3. 監査役の報酬限度額は、2000年6月28日開催の第48回定時株主総会において月額3,500千円以内と決議いただいております。

4. 無報酬の取締役1名は、上記の員数に含まれておりません。

ロ. 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役中井省氏は、i n Q s (株)の取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役上村成生氏は、上村成生税理士事務所所長、(株)安藤・間の社外監査役、矢崎総業(株)の社外監査役、T S P 太陽グループ(株)及びT S P 太陽(株)の社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

氏 名	活 動 状 況
社 外 中 井 省 取 締 役	当事業年度に開催された取締役会11回の全てに出席いたしました。金融行政における長年にわたる豊富な経験と深い見識から意見を述べるなど、業務を執行する経営陣から独立した客観的視点から社外取締役として適宜、助言・提言を得ております。
社 外 伊 藤 進 監 査 役	当事業年度に開催された取締役会11回の全てに、また、監査役会7回の全てに出席いたしました。主に法律の専門家としての見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を得ております。また、監査役会において、専門の見地から適宜、必要な発言を行っております。
社 外 上 村 成 生 監 査 役	当事業年度に開催された取締役会11回のうち10回に、また、監査役会7回のうち6回に出席いたしました。主に会計・財務の専門家としての見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を得ております。また、監査役会において、専門の見地から適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 アーク有限責任監査法人

(注) 明治アーク監査法人は、2019年7月1日をもって有限責任監査法人に移行したことから、名称をアーク有限責任監査法人に変更しております。

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,200千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,200千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である顧客資産の分別管理の法令遵守に関する保証業務を委託し、その対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合及び会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合並びにその他、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から適正な監査を遂行するに不十分であると判断した場合には、必要に応じて監査役全員の同意に基づき会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

監査役会は、上記解任事由により、計算書類の監査に重大な支障が生じる事態となることが合理的に予想されるときは、監査役全員の同意によって会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制及び財務報告の適正性を確保するための体制について、取締役会において次のとおり決議しております。

①<取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制>

当社は、コンプライアンスの徹底を図るため「コンプライアンス基本方針」を定め経営の最重要課題の一つとして位置付けている。

当社の取締役は、健全かつ公正な経営を最優先とし、法令及び定款については常に正しい知識を持つことに努め、これを遵守する。また、随時取締役間の円滑な意思疎通を図り、業務執行に係る相互監督を通じて法令・定款違反に関する行為を未然に防止する。

当社は、監査役による取締役の職務執行についての監査が有効に行われる体制を整備し、維持する。

②<取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制>

取締役の職務執行状況に係る情報は、株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書、その他に適正に記録し、「文書管理規程」、「情報セキュリティ基本規程」に基づき適正に保存及び管理する。取締役及び監査役はこれらをいつでも閲覧できるものとする。

③<損失の危険の管理に関する規程その他の体制>

当社は、取締役会の決議により、リスク管理に関する規程を定め、社長を最高責任者として、常勤取締役が中心になってリスク管理にあたる。リスク管理を有効に機能させるため、各種のリスクに関する情報が、迅速に社長、常勤取締役に報告される体制の整備・維持を図る。また、必要に応じて、社内にプロジェクトチームを設置して被害を最小限に抑制するための適切な措置を講ずる。リスク管理体制については、継続的な改善活動を行うとともに、定着を図っていく。

なお各部署の日常的なリスク管理は、「リスク管理規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等に基づき所管部署を明確にして実施する体制としている。また、自己ディーリング業務に係るリスクについては、自己ディーリング関連規程等に従い管理する。

④<取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制>

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、原則として月1回以上取締役会を開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催している。

また、当社は、迅速な経営判断・意思決定を可能にするため、取締役は少数とし、期毎の目標及び各取締役の役割分担を明確化することで、取締役の効率的な職務の執行を確保していく。

なお、取締役会の決議に基づき、特定業務の執行に専念する執行役員を任命し、業務執行の効率化を図る体制としている。

⑤<使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制>

使用人が法令・諸規則だけでなく、社会的規範を遵守し、経営理念に従った行動を実践することを確保するため「コンプライアンス基本方針」、「コンプライアンスマニュアル」を定め、これを全社員に周知徹底するとともに、法令・定款等に違反する行為を発見した場合の社内通報制度を整備する。

当社は、全社的なコンプライアンスに関する事項について協議する場としてコンプライアンス委員会を設置し、当該協議内容は取締役会へ報告する体制としている。

使用人の職務の執行が法令及び定款に適合しているかどうかを検証するため、「内部監査規程」に基づき、監査室による内部監査を年1回以上実施する。

⑥<当社、親会社及び関係会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制>

親会社を含むグループ内の取引は、全て取締役会決議を経て行うとともに、適切な情報開示を行い、適正性を確保していく。

関係会社については、当社から役員を派遣して取締役会の運営状況を把握するとともに、「関係会社管理規程」に基づき総務部等管理担当部署が管理し、業務の適正な運営を確保していく。

⑦<監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性・実効性に関する事項>

監査役会及び監査役の職務の補助は総務部が行うものとし、総務部内に監査役会及び監査役の職務を補助すべき使用人を任命する。

監査役会及び監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動等は、予め監査役会に通知し、その意見を尊重する。

監査役会及び監査役の職務を補助すべき使用人は、当社の「就業規則」に従うが、当該職務期間中においては、当該職務に関する指揮命令権は監査役に属する体制とする。

- ⑧<取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制>

監査役は取締役会に出席し、重要な報告を受け、稟議書等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に対して説明を求める体制としている。また、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保する体制としている。

監査室（内部監査実施部門）及び会計監査人と密接な連携を保っており、それぞれの監査結果は監査役会に報告される体制としている。

当社及び関係会社において不正行為、法令・定款に違反する重要な事実が生じる恐れがある場合又は生じた場合、及び、当社及び関係会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合又は著しい損害が発生した場合、取締役及び使用人は当該事実に関する事項を監査役に報告する。

また、監査役に報告を行った者が、当該行為を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けることがないように必要な体制を整備する。

- ⑨<監査役の職務の執行において生じる費用等の処理に係る方針に関する事項>

監査役より監査費用の前払い又は償還等の請求があった場合には、その職務の効率性及び適正性に留意し、監査業務の支障がないよう速やかに当該費用又は債務を処理する。

- ⑩<財務報告の適正性を確保するための体制>

当社は、財務報告の適正性及び信頼性を確保するため、金融商品取引法等の関係法令に従って内部統制システムを整備し、適切な運用・評価と必要な是正を行う。

- ⑪<反社会的勢力の排除に向けた体制>

当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与え、経済活動の障害となる反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に確認し調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、確認調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの運用に努めております。なお、当事業年度に実施した当社における内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

①<コンプライアンスに関する取組み>

当社は「コンプライアンス基本方針」を定め、コンプライアンスへの取組みを浸透させるため、「コンプライアンスマニュアル」を作成して全職員に配付しております。また、代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会が主導し、関連規程の整備、教育啓発活動などの継続実施による体制整備を図っております。また、コンプライアンスホットラインを設置し、コンプライアンスに関する幅広い情報収集と対応による体制強化を図っております。

その他の主な活動としては、年度毎にコンプライアンスプログラムを策定し、コンプライアンスに関する課題に対応しております。プログラムの進捗状況は四半期毎に開催されるコンプライアンス委員会において確認され、取締役会に報告されており、当期のプログラムは全項目を実施・終了しております。

②<リスク管理に関する取組み>

企業経営に重大な悪影響を及ぼすリスクが顕在化した場合の対応について「リスク管理規程」等を整備し、リスクが顕在化したときの対応に関する手順を役職員に対し周知・運用しております。顕在化したリスクについては、取締役会及びコンプライアンス委員会で報告され、確認・検証を行っております。

③<取締役の職務執行の適正性及び効率的に行われることに対する取組み>

当社は、「取締役会規程」に基づき、取締役会における意思決定のルールを明確化しており、迅速な経営判断・意思決定を可能にするため、取締役は少人数としております。また、期毎の目標及び各取締役の役割分担を明確化することで、取締役の効率的な職務の執行を確保しております。

なお、当事業年度においては、取締役会を計11回開催し、各議案についての審議、業務の執行状況等の監督を行っております。

④<監査役の監査が実効的に行われることに対する取組み>

当社の監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成されており、監査計画に基づき監査を実施するとともに、監査役会において必要に応じ代表取締役、取締役等と監査内容について意見交換を行うほか、会計監査人及び内部監査部門と連携し監査の実効性向上を図っております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	7,021,772	流 動 負 債	5,610,464
現金及び預金	893,524	未払金	91,654
委託者未収金	94,799	未払法人税等	16,949
商品	49	未払費用	51,822
販売用不動産	485,260	預り金	27,819
前渡金	1,205	預り証拠金	2,365,057
前払費用	37,718	受入保証金	3,020,743
保管有価証券	246,917	前受収益	1,857
差入保証金	4,407,606	賞与引当金	26,828
委託者先物取引差金	804,151	その他	7,730
預託金	44,000	固 定 負 債	226,969
その他の金	35,610	長期未払金	1,785
貸倒引当金	△29,070	退職給付引当金	222,162
固 定 資 産	961,121	その他	3,022
有 形 固 定 資 産	351,263	特 別 法 上 の 準 備 金	25,937
建物	89,605	商品取引責任準備金	22,750
器具及び備品	4,977	金融商品取引責任準備金	3,187
土地	256,681	負 債 合 計	5,863,371
無 形 固 定 資 産	6,523	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	4,556	株 主 資 本	2,157,719
その他	1,966	資本金	1,200,000
投 資 そ の 他 の 資 産	603,334	資本剰余金	312,840
投資有価証券	128,409	資本準備金	312,840
関係会社株式	30,000	利 益 剰 余 金	684,436
出資金	10	利益準備金	130,000
長期差入保証金	350,032	その他利益剰余金	554,436
従業員長期貸付金	8,037	別途積立金	600,000
破産更生債権等	44,244	繰越利益剰余金	△45,563
長期前払費用	2,553	自 己 株 式	△39,556
会 員 権	4,025	評価・換算差額等	△38,196
預託金	2,000	その他有価証券評価差額金	△38,196
その他の金	80,333	純 資 産 合 計	2,119,523
貸倒引当金	△46,312	負 債 純 資 産 合 計	7,982,894
資 産 合 計	7,982,894		

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科	目	金	額
営業	受取手数	1,685,741	
	売上買損	△14,282	
	売上料収	384,124	
	売上原価	41,395	
	売上原価	62,095	2,159,074
	営業総利益	366,582	366,582
営業	販売費及び一般管理費	1,905,783	1,905,783
営業	営業外損失		113,290
営業	受取利息	3,425	
	受取配当金	3,872	
	受取地代家賃	1,282	
	受取保険金	1,517	
	受取その他	3,339	13,438
営業	営業外費用		
営業	賃借料原価	1,251	
	有価証券償還	13,062	
	貸倒引当金繰入	3,074	
支	払報	4,000	21,388
経特	常損失		121,240
経特	投資別利益	92,669	
	子会社株式売却益	61,538	
	商品取引責任準備金戻入	6,394	160,602
	特別損失		
	固定資産除却損	10	
経特	投資有価証券評価損	54,004	
	会員権評価損	25	
	金融商品取引責任準備金繰入	927	
	早期退職特別加算	8,720	
	減損	97,254	160,941
税引前当期純損失			121,580
法人税、住民税及び事業税			5,898
当期純損失			127,478

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金					自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
					資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	別 途 積 立 金			
当 期 首 残 高	1,200,000	312,840	312,840	130,000	1,200,000	△498,211	831,788	△39,556	2,305,072	
当 期 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当						△19,873	△19,873		△19,873	
当 期 純 損 失						△127,478	△127,478		△127,478	
別 途 積 立 金 の 取 崩					△600,000	600,000	-		-	
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)										
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	△600,000	452,647	△147,352	-	△147,352	
当 期 末 残 高	1,200,000	312,840	312,840	130,000	600,000	△45,563	684,436	△39,556	2,157,719	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△53,868	△53,868	2,251,203
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△19,873
当 期 純 損 失			△127,478
別 途 積 立 金 の 取 崩			-
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	15,671	15,671	15,671
当 期 変 動 額 合 計	15,671	15,671	△131,680
当 期 末 残 高	△38,196	△38,196	2,119,523

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月19日

株式会社 フ ジ ト ミ

取締役会 御中

アーク有限責任監査法人
東京オフィス

指定有限責任社員 公認会計士 藤 本 幸 宏 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 木 村 ゆりか ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フジトミの2019年4月1日から2020年3月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月20日

株式会社フジトミ 監査役会

常勤監査役 上 田 勤 ㊟

社外監査役 伊 藤 進 ㊟

社外監査役 上 村 成 生 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 剰余金の処分に関する事項

株主の皆様に対する継続的な配当を実施するため、別途積立金取り崩しのご承認をお願いするものであります。

(1) 減少する剰余金の項目とその額

別途積立金 100,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 100,000,000円

2. 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりとしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金3円

配当総額は19,873,830円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月29日（月）

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、中井省氏は、社外取締役候補者であります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	ほそ がね ひで みつ 細 金 英 光 (1966年2月20日生)	1998年2月 ㈱あさひ銀行（現㈱りそな銀行）融資企画部事業調査室調査役 2003年10月 当社入社総務部長 2006年6月 当社取締役管理本部長 2007年3月 当社専務取締役 2007年6月 当社代表取締役社長（現任） 2010年5月 ㈱日本ゴルフ倶楽部取締役 2015年10月 同社代表取締役社長	103,100株
2	しん ぼり ひろし 新 堀 博 (1956年12月13日生)	1989年10月 当社入社管理課課長代理 2001年4月 当社経理部長（現任） 2007年4月 当社管理本部副本部長 2007年6月 当社取締役管理本部長 2010年4月 当社取締役業務本部長 兼 投資サービス事業本部管理担当本部長（現任） 2016年5月 ㈱日本ゴルフ倶楽部監査役（現任）	98,700株
3	もの お のぶ とし 茅 根 伸 年 (1952年5月22日生)	1989年5月 当社入社営業部長 1994年5月 当社取締役営業部長 1999年4月 当社取締役営業本部長 2001年4月 当社常務取締役営業本部長 2008年6月 当社顧問 2009年10月 当社営業本部長 2010年4月 当社投資サービス事業本部営業担当本部長 2014年4月 当社執行役員投資サービス事業本部営業担当本部長 兼 経営戦略室長 2016年6月 当社取締役投資サービス事業本部営業担当本部長 兼 経営戦略室長 2020年3月 当社取締役投資サービス事業本部営業担当本部長（現任）	54,400株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
4	※ わた なべ ひろし 渡 辺 宏 (1960年5月17日生)	1984年4月 ㈱小林洋行入社 2008年8月 同社経理部長 2015年3月 同社執行役員業務部長 2015年6月 同社取締役業務部長(現任) 2015年3月 ㈱三新電業社監査役(現任) 2015年6月 ㈱小林洋行コミュニケーションズ監査役(現任) 2015年10月 ㈱日本ゴルフ倶楽部取締役(現任)	一 株
5	なか い せい 中 井 省 (1945年3月15日生)	1968年4月 大蔵省入省 1981年5月 外務省在ニューヨーク総領事館 領事 1984年6月 大蔵省大臣官房財務官室 室長 1987年7月 同省銀行局参事官 1991年6月 国税庁長官官房総務課 課長 1992年4月 大蔵省証券取引等監視委員会総務検査課課長 1994年7月 同省大臣官房審議官 国際金融担当 1995年6月 同省大臣官房審議官 銀行局担当 1998年6月 同省国際局 次長 1999年7月 同省財政金融研究所 所長 2000年6月 社団法人日本証券投資顧問業協会 専務理事 2006年7月 ㈱ロッテ取締役経理部長 2016年6月 当社社外取締役(現任) 2017年3月 i n Q s ㈱取締役(現任)	一 株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
3. 中井省氏は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役を除く各候補者の選任理由
- (1) 細金英光氏は、取締役として当社全般の経営を担っており、同氏の豊富な経験と幅広い知識を活かし、強いリーダーシップをもって業務執行に努め、その手腕を発揮しております。代表取締役として取締役会への説明責任を果たしつつ、将来を見据えたガバナンス体制の強化に努め、適切な経営判断によって職務を全うし、当社の持続的な企業価値向上にさらに寄与できると判断しており、同氏を引続き取締役として選任することをお願いするものであります。
- (2) 新堀博氏は、長年にわたり経理・財務に携わり、現在は管理部門の統括責任者としてコンプライアンスの向上と委託者保護への取組みに対し高い見識をもって職務を遂行しております。財務に精通していることから当社の強み、課題などを熟知しており、取締役会の審議においては、当社の経営における重要な事項に関し、積極的な意見・提言を行っております。これらの経験や知識を取締役会における経営戦略などの立案・審議や執行の監督などに生かすことにより、当社の企業価値の向上にさらに寄与できると判断しており、同氏を引続き取締役として選任することをお願いするものであります。
- (3) 茅根伸年氏は、長年にわたり商品先物取引業界で業務に携わり、現在は投資サービス事業の営業担当本部長として、新規事業の立上げや顧客サービスの充実を図るなど、顧客基盤の拡大のために精力的に職務を遂行しております。当社の事業環境、顧客を含めたあらゆるステークホルダーからの期待、これらに対する当社の強みや課題などを熟知しており、これらの経験や知識を取締役会における経営戦略などの立案・審議や執行の監督に生かすことにより、当社の企業価値向上にさらに寄与できると判断しており、同氏を引続き取締役として選任することをお願いするものであります。
- (4) 渡辺宏氏は、親会社（㈱小林洋行）の取締役としての豊富な経験や経営に関する深い見識を有しており、当社の取締役会において同氏の経験や知識及び当社の経営戦略に基づく意見・提言を行っていただくことにより当社の企業価値向上に寄与できると判断しており、同氏を新たな取締役として選任することをお願いするものであります。
5. 渡辺宏氏は、親会社である㈱小林洋行の業務執行者であり、過去5年間においても業務執行者でありました。なお、同氏の同社における現在及び過去5年間の地位及び担当は、上記の「略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）」欄に記載のとおりであります。

6. 社外取締役候補者に関する特記事項

(1) 社外取締役候補者の選任理由

中井省氏は、金融行政に携ってこられた長年の経験と深い見識を有しており、これらを当社経営に反映するとともに、業務を執行する経営陣から独立した客観的視点で提言を行うことにより、コーポレートガバナンス強化に寄与していただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。

(2) 当社の社外取締役に就任してからの年数

同氏の当社での社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

(3) 独立性に関する事項

当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役上田勤氏、上村成生氏の両氏は任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	うえだ つとむ 上田 勤 (1951年12月3日生)	1979年7月 当社入社 2004年6月 当社取締役管理本部長 2006年3月 丸梅㈱常務取締役 2011年4月 同社代表清算人 2011年8月 当社投資サービス事業本部付調査役 2012年6月 当社常勤監査役(現任)	37,000株
2	かみむら しげお 上村 成生 (1949年1月6日生)	1967年4月 熊本国税局総務部総務課 2001年7月 東京国税局総務部広報聴官室室長 2003年7月 国税庁長官官房広島派遣首席国税庁監察官 2004年7月 東京国税局調査第三部 次長 2005年7月 国税庁長官官房首席国税庁監察官 2007年7月 高松国税局 局長 2008年8月 税理士登録(現任) 2008年9月 上村成生税理士事務所開設(現任) 2012年6月 当社社外監査役(現任) 2015年6月 ㈱安藤・間社外監査役(現任) 2015年11月 矢崎総業㈱社外監査役(現任) 2016年6月 T S P太陽グループ㈱社外監査役(現任) T S P太陽㈱社外監査役(現任)	一 株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 上村成生氏は、社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役を除く候補者の選任理由
上田勤氏は、当社で長年にわたり経理・財務に携わってきた豊富な経験があり、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を得るなど、監査機能を十分に発揮し、適切な役割を果たしていることから、引き続き監査役として選任をお願いするものであります。
4. 社外監査役候補者に関する事項
- (1) 社外監査役候補者とした理由
上村成生氏は、税務・会計の専門家としての見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を得ており、監査機能を十分に発揮し、適切な役割を果たしていただいていることから、同氏を引き続き社外監査役として選任することをお願いするものであります。
なお、同氏は直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
- (2) 当社の社外監査役に就任してからの年数
同氏の在任期間は本総会終結の時をもって8年であります。
- (3) 独立性に関する事項
当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

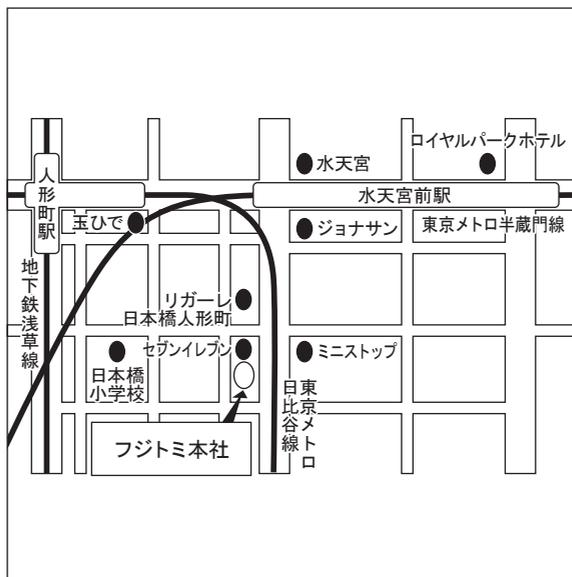
以 上

株主総会会場ご案内図

東京都中央区日本橋蛸殻町1-15-5

株式会社フジトミ 本社 5階会議室

TEL 03-4589-5500 (大代表)



- 交通 ●東京メトロ半蔵門線 水天宮前駅8番出口より徒歩2分
●東京メトロ日比谷線 人形町駅A2出口より徒歩3分
●都営地下鉄浅草線 人形町駅A5出口より徒歩5分

